

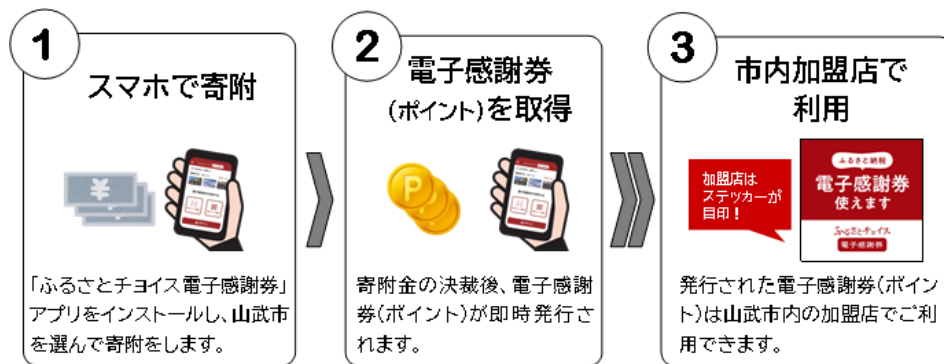
# 山武市ふるさと納税 電子感謝券の加盟店を募集します



## 1 電子感謝券とは？

山武市のふるさと納税の返礼品として、地域限定の電子感謝券（ポイント）がお選びいただけるようになります。スマートフォンやタブレットのアプリ上で寄附額の3割分の電子感謝券（ポイント）が発行され、加盟店での支払いに使用できます。

## 2 電子感謝券利用の流れ



## 3 電子感謝券の加盟店となるメリット

- (1) 事業者様の負担なく導入可能です！
  - ・電子感謝券の発行は市が行うため、通常の返礼品と異なり、返礼品発送などの手間がかかりません。
  - ・加盟店の登録や電子感謝券の利用にあたり、サービス利用料や決済手数料等は不要です。（電子感謝券利用状況の確認等に係る通信費用は加盟店の負担となります。）
- (2) お店に来ていただく機会の創出・PRに繋がります！
  - ・寄附いただいた市外の方が、『電子感謝券』を使用するために直接加盟店を訪れることから、お店の良さを知ってもらう機会（＝リピーターの創出）に繋がります。
  - ・ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」に電子感謝券の取扱店として、店舗情報が無料で掲載されます。
  - ・発行対象が市外の方となるため、東京や首都圏を含めた多くの方へのPRに繋がります。
- (3) 山武市の地域経済活性化に繋がります！
  - ・加盟店が充実することで、より多くの方が山武市へ訪れるきっかけに繋がります。
  - ・多くの方が山武市を訪れることにより、山武市の認知度の向上や地域全体の活性化に繋がります。

## 4 留意事項

- (1) QRコードでの決済となるため、利用者が入力する内容（利用ポイント）を確認していただく必要があります。
- (2) QRコード決済時に入力誤り等が生じた場合は、電子感謝券専用の管理サイトから修正処理等をしていただく必要があります。
- (3) 毎月、利用ポイント分を請求いただき、その後に支払いとなるため、サービス等の提供から金銭の受け取りまでに、一定の期間（概ね1か月程度）が生じます。

## 5 対象となる店舗

ふるさと納税制度において総務省の定める地場産品基準を満たしたサービスの提供や品の販売が、電子感謝券の支払い対象となります。

- ・山武市内で提供されるサービス（飲食、宿泊、レジャー等）
- ・山武市の地場産品の販売

※ 次のいずれかに該当する店舗は登録できません。

- ・山武市から課税されている税目について、滞納がある店舗
- ・同一店舗内で対象外の商品を販売・提供している場合で、電子感謝券の利用の可否（対象か否か）を明確に区分・表示し、運用することができない店舗
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律における暴力団の構成員等が代表者等の店舗
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業店舗
- ・全国共通のサービスを提供する店舗（フランチャイズ、チェーン店等）
- ・処方箋薬局など税法が関係する商品を取り扱う店舗

## 6 全体の流れ



## 7 加盟店への登録手続きについて

- (1) 規約・要項の確認
    - ・山武市電子感謝券加盟店規約
    - ・ふるさとチョイス電子感謝券及び地域通貨システム利用規約
    - ・ふるさとチョイス電子感謝券加盟店ガイドラインについて
    - ・山武市電子感謝券加盟店募集要項
  - (2) 申込書類の用意
    - ・山武市電子感謝券加盟店登録申込書（様式第1号）
    - ・山武市電子感謝券事業者登録シート（様式第2号）
    - ・店舗や代表的な商品・サービスの写真画像データ（5枚以内）
  - (3) 申込書類の提出
    - ・提出書類：上記申込書類一式
    - ・提出先：山武市 総合政策部 企画政策課
    - ・提出方法：持参、郵送又は電子メール（kikakuseisaku@city.sammu.lg.jp）
  - (4) 申込内容の審査及び通知
    - ・提出された書類により加盟要件を審査し、申込から30日以内にその結果を加盟希望者あてに文書で通知します。
- ※ 申込書類は登録を希望する店舗ごとに提出してください。

## 8 募集期間

申込みは随時受け付けています。

ただし、令和4年8月10日（水）までに申込みがあったものについては、令和4年10月4日（火）予定の寄附受付開始の際、加盟店として掲載できるものとします。

## 9 提出・問い合わせ先

山武市 総合政策部 企画政策課

住所：〒289-1392 山武市殿台 296

電話：0475-80-1131 FAX：0475-82-2107

メールアドレス：kikakuseisaku@city.sammu.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.sammu.lg.jp/page/page004370.html>

▼ホームページ  
QRコード



# 電子感謝券 利用の流れ

(利用者アプリを使った場合)

## 1 店舗にQRコードを設置

## 2 寄附者がアプリでQRコードを読み取り

▼寄附者のアプリ画面



▼寄附者がQRコードを読み取り、利用ポイント数を入力



## 3 決済完了 (ポイント利用) を確認

▼ポイント利用完了画面



寄附者にポイント利用完了の提示を求め、次の3点を確認

- ① チェックマークの点減
- ② 利用されたポイント数
- ③ 利用日時、利用先

※ 画像 (画面のスクリーンショット等) が提示される等による不正を防ぐために、必ず確認してください。

※ ①～③のほか、決済と同時に登録されたメールアドレスに送信される利用通知でも決済の確認ができます。